

和光市防犯灯補助金交付要綱

平成17年5月31日
告示第87号

最終改正 令和3年7月28日告示第201号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における犯罪の発生を防止するとともに私道の通行の安全を確保するため、市内の住民で構成されている自治会等の団体（以下「地域団体等」という。）が私道に防犯灯を設置し、及び当該防犯灯を修繕することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(設置等の対象となる私道)

第2条 防犯灯の設置等の対象となる私道は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規程する道路以外の道路（マンション等の集合住宅の敷地内における通路等は含まない。）で、その敷地が私有地で現に一般交通用に供され、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幅員が1.5メートル以上のもの
- (2) 両端又は一端が公道又は幅員1.5メートル以上の私道に接しているもの
- (3) 私道に接する住居が2戸以上のもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 防犯灯設置事業

ア 独立式（新規に共架施設の設置を伴う方式をいう。） 防犯灯1基につき当該設置に要した費用の2分の1の額とし、蛍光灯・水銀灯防犯灯にあつては80,000円を、LED防犯灯にあつては100,000円を限度とする。

イ 共架式（既設の電柱等共架施設に照明器具の設置を伴う方式をいう。） 防犯灯1基につき当該設置に要した費用の2分の1の額とし、蛍光灯・水銀灯防犯灯にあつては30,000円を、LED防犯灯にあつては40,000円を限度とする。

(2) 防犯灯修繕事業

防犯灯1基につき当該修繕に要した費用（電灯の交換に要する費用を除く。）の2分の1の額とし、10,000円を限度とする。ただし、防犯灯の修繕に当たり蛍光灯・水銀灯防犯灯をLED防犯灯に交換する場合は、防犯灯1基につき当該交換に要した費用の2分の1の額とし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、和光市防犯灯補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する旨の決定をしたときは、和光市防犯灯補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第6条 前条に規定する決定通知書を受けた代表者は、補助対象事業完了後速やかに和光市防犯灯実績報告書（以下「実績報告書」という。）（様式第3号）に工事費又は修繕費を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定通知）

第7条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、和光市防犯灯補助金額確定通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付申請の内容に不正があると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（書類等の整備）

第9条 代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿類を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（再助成の制限）

第10条 この補助金を活用して整備した防犯灯は、事業完了後、5年を経過しなければ再助成を申請することはできない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

和光市防犯灯補助金交付申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 団体の名称
 代表者住所
 代表者氏名
 電話番号

和光市防犯灯補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助対象事業の内容

(1) 防犯灯設置事業

独立式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	見込額（税込）	①	円	設置基数	基
	積算根拠	① 円 × 1 / 2 = 円			
補助金申請額			円②		
共架式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	見込額（税込）	③	円	設置基数	基
	積算根拠	③ 円 × 1 / 2 = 円			
補助金申請額			円④		

(2) 防犯灯修繕事業

修繕	修繕場所	和光市			
	見込額(税込)	⑤	円	修繕基数	基
	積算根拠	⑤ 円 × 1 / 2 =			円
補助金申請額			円⑥		
修繕 (LED 防犯灯へ の交換)	修繕場所	和光市			
	見込額(税込)	⑦	円	修繕基数	基
	算定根拠	⑦ 円 × 1 / 2 =			円
補助金申請額			円⑧		

※ 太線の枠内を記入してください。見込額が確認できる見積書等を添付してください。

補助金申請額合計 (②+④+⑥ (又は⑧))	円
--------------------------	---

様

和光市長

和光市防犯灯補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった和光市防犯灯補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象団体の名称 _____

2 補助金交付決定額

内訳	防犯灯設置事業（独立式）	円
	防犯灯設置事業（共架式）	円
	防犯灯修繕事業	円
合 計		円

様式第3号（第6条関係）

和光市防犯灯補助金実績報告書

年 月 日

和光市長 様

団体の名称
 代表者住所
 代表者氏名
 電話番号

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、和光市防犯灯補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の内容

(1) 防犯灯設置事業

独立式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	実績額（税込）	①	円	設置基数	基
	積算根拠	① 円 × 1 / 2 = 円			
補助金申請額			円②		
共架式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	実績額（税込）	③	円	設置基数	基
	積算根拠	③ 円 × 1 / 2 = 円			
補助金申請額			円④		

(2) 防犯灯修繕事業

修繕	修繕場所	和光市			
	実績額(税込)	⑤	円	修繕基数	基
	積算根拠	⑤ 円 × 1 / 2 = 円			
補助金申請額			円⑥		
修繕 (LED 防犯灯へ の交換)	修繕場所	和光市			
	実績額(税込)	⑦	円	修繕基数	基
	算定根拠	⑦ 円 × 1 / 2 = 円			
補助金申請額			円⑧		

※ 太線の枠内を記入してください。支出額が確認できる領収書等を添付してください。

事業費合計 (②+④+⑥ (又は⑧))	円
----------------------	---

2 振込先

金融機関名	銀行・信金・農協 本店・支店
口座番号	普通・当座・貯蓄
預金名義	フリガナ

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

和光市防犯灯補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった和光市防犯灯補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助対象団体の名称 _____

2 補助金交付確定額

内訳	防犯灯設置事業（独立式）	円
	防犯灯設置事業（共架式）	円
	防犯灯修繕事業	円
合 計		円